

第5章 基本計画の推進体制

1. 登別市環境保全市民会議

今日の環境問題は、その原因や影響が多岐にわたるため、広範的・多面的な視点から活動していくことが必要です。そこで、市民・事業者・市が個別に取り組むのでは狭小的・一面的な活動となってしまうことから、各主体が協働し環境保全活動を積極的に進めるため「登別市環境保全市民会議」を設置し、市は市民会議と協働で、基本計画に基づき、自然環境の保全や地球温暖化防止対策等に取り組む方策について協議を行っていきます。

2. 登別市環境保全政策推進会議

登別市では、環境に配慮したまちづくりを進めるため、市の環境行政の諸課題を協議・検討する場として、平成10（1998）年、庁内に「登別市環境保全政策推進会議」を設置しました。本会議では、政策検討部会を始めとする部会を設置し、専門的事項について庁内内部の意見を調整し、協議を行ってまいりました。

今後とも、環境保全政策推進会議及び同部会を活用し、関連部局との連携を図りながら、基本計画に基づく施策を総合的、計画的に推進します。

3. 基本計画の進行管理と結果の反映

登別市環境基本計画の推進に当たっては、この基本計画に基づく各種事業について、その進捗状況を市の事務事業評価や政策評価と連動しながら適切に把握するとともに、その結果を公表します。

また、この結果に基づき、必要に応じ事業の見直しを行うこととします。

4. 基本計画の見直し

環境の変化の状況や社会経済活動の変化に適切に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しを行います。

～基本計画の推進体制図～

